

国海員第396号の2
令和5年3月24日

日本内航海運組合総連合会会長 殿

国土交通省海事局船員政策課長
(公 印 省 略)

船員法事務取扱要領等の一部改正について

船員法関係事務については、船員法事務取扱要領をはじめとする関係通達により当該事務の取扱いを定めているところですが、本年2月からの電子証書システムの本格運用等を受け、行政手続きの簡素化等を図るため、別添のとおり通達を改正することとしたので、貴会の傘下会員等への周知にご協力お願いいたします。

なお、別添中、以下の改正通達は令和5年4月1日より適用することとします。

- ・ 船員法事務取扱要領（昭和38年4月1日員基第53号）の一部改正
- ・ 船員法事務処理基準（平成13年10月1日国海基第69号）の一部改正
- ・ 時間外労働労使協定事務取扱要領（平成25年2月28日国海運第160号の2）の一部改正
- ・ 補償休日労働労使協定事務取扱要領（平成25年2月28日国海運第160号の3）の一部改正
- ・ 休息时间分割労使協定事務取扱要領（平成25年2月28日国海運第160号の4）の一部改正